

下田市条例第33号

下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例（平成30年下田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の改正規定中「（仮称）下田市立統合中学校」を「下田市立下田中学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 号 説明資料

下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例（平成30年下田市条例第22号）の一部改正

改 正 前	
(学校の名称及び位置)	
第2条 市が設置する学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
下田市立稲梓小学校	下田市椎原224番地
下田市立稲生沢小学校	下田市立野6番地の1
下田市立白浜小学校	下田市白浜1324番地の1
下田市立浜崎小学校	下田市須崎1785番地の1
下田市立下田小学校	下田市五丁目3番1号
下田市立大賀茂小学校	下田市大賀茂1429番地
下田市立朝日小学校	下田市吉佐美544番地
<u>(仮称) 下田市立統合中学校</u>	下田市敷根765番地の1

改 正 後	
(学校の名称及び位置)	
第2条 市が設置する学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
下田市立稲梓小学校	下田市椎原224番地
下田市立稲生沢小学校	下田市立野6番地の1
下田市立白浜小学校	下田市白浜1324番地の1
下田市立浜崎小学校	下田市須崎1785番地の1
下田市立下田小学校	下田市五丁目3番1号
下田市立大賀茂小学校	下田市大賀茂1429番地
下田市立朝日小学校	下田市吉佐美544番地
<u>下田市立下田中学校</u>	下田市敷根765番地の1